

田川市議会政務活動費の交付に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、田川市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、田川市議会の議員の職にある者（以下「議員」という。）に対して交付する。

(交付額及び交付の方法)

第3条 政務活動費は、各月1日（以下「基準日」という。）に在職する議員に対し、当該議員の申請により月額15,000円を交付する。

2 政務活動費は、毎年4月に、当該月からその年度の3月までの月数分を交付する。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日（その日が月の初日であるときは、その前日）の属する月までの月数分を交付する。

3 年度の途中において新たに議員となった者に対しては、議員となった日以後の最初の基準日が属する月に、当該月分から政務活動費を交付する。ただし、一般選挙後新たに議員となった者に対しては、議員となった日が属する月に、当該月分から政務活動費を交付する。

4 前3項の規定にかかわらず、基準日において議員が次に掲げる場合に該当するときは、当該基準日が属する月分の政務活動費は、交付しない。

(1) 議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなった場合

(2) 田川市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例（平成28年条例第10号）第6条の規定により議員報酬の支給を停止されている場合

(政務活動費を充てることのできる経費の範囲)

第4条 政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び住民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることのできるものとする。

(収支報告書の提出)

第5条 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、領収書又はこれに準ずる書類を添付して議長に提出しなければならない。

2 収支報告書（添付書類を含む。以下同じ。）は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、議員でなくなった日から30日以内に収支報告書を提出しなければならない。

(政務活動費の返還)

第6条 政務活動費の交付を受けた議員が年度の途中において、第3条第4項各号に掲げる事由に該当したときは、当該議員は、既に交付を受けた政務活動費のうち当該事由に該当した日以後の最初の基準日が属する月分以降の政務活動費を、同月の末日までに返還しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額（前項の規定により政務活動費を返還した場合は、当該返還した政務活動費の額を除く。）から、当該議員がその年度において第4条第1項に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

(収支報告書の保存及び閲覧)

第7条 議長は、収支報告書を、提出期限の日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。

3 議長は、前項の規定による請求があったときは、田川市情報公開条例（平成4年条例第1号）第10条第1項各号の規定により開示しないことができる情報が記録されている部分を除き、収支報告書を閲覧に供するものとする。

(透明性の確保)

第8条 議長は、収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、規則で定

める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

項 目	内 容
調査研究費	市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費
研 修 費	研修会を開催するために必要な経費及び団体等が開催する研修会への参加に要する経費
広 報 費	議員の活動及び市政について住民に報告するために要する経費
広 聴 費	市政及び議員の活動に対する住民からの要望及び意見の聴取に要する経費並びに住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	要請及び陳情活動を行うために必要な経費
会 議 費	各種会議を開催するために必要な経費及び団体等が開催する意見交換会その他の会議への参加に要する経費
資料作成費	議員の活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員の活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費